

大牟田市公用車(共用車両)広告掲出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、大牟田市公用車(共用車両)広告掲出取扱要領(平成20年12月19日施行。)

第2条第2号に規定する基準を定めるものとする。

(広告物の掲出方法に関する基準)

第2条 広告物の掲出は、ラッピング・フィルム、カットティングシート等、はく離が可能な素材を車体に貼付する方法で行うこととする。

ただし、マグネットシート方式及び車体塗装は不可

(一般基準)

第3条 広告物は、次に掲げる要件を備えなければならない。

- (1) 車両運行上の支障とならないものであること。
- (2) 広告物の面積等が、別に定める基準に満たしていること。
- (3) 広告の中に「有料広告」の表示をすること。

(道路交通安全上の配慮による基準)

第4条 広告物の色彩、意匠その他のデザインが、次の各号のいずれかに該当するときは、掲出することができない。

(1) 周囲の運転者の誤認を招くような広告物

- ① 発光、蛍光、反射効果を有する材料を使用するもの
- ② 地色が原色の赤色、黄色又はこれらの系統に属する色で、信号機又は道路標識等の効用を妨げるおそれのあるもの

(2) 周囲の運転者の注意力が散漫となる広告物

- ① デザイン構成が、ストーリー性のある四コマ漫画や映像表示となっているもの
- ② 文字表記が多いもの又は絵柄や文字が過密であるもの

(都市景観上の配慮による基準)

第5条 広告物の色彩、意匠その他のデザインが、次の各号に掲げる都市景観上の配慮を欠けていると認められるときは、掲出することができない。

- (1) デザインは、イメージ表現を主とし、文字を手段とする情報は最小限にとどめること。
- (2) 地色に派手な色又は金銀色を使用しないこと。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この基準は、平成20年12月19日から施行する。

付 則

この基準は、令和元年 9月 1日から施行する。

付 則

この基準は、令和元年12月 3日から施行する。